

令和3年 第11回鳥羽市農業委員会

開催日時：令和3年 12月 9日（木）

午前 10：00～10：30

開催場所：鳥羽市役所西庁舎 3階 中央公民館

議 事

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 議事録署名人の指名（議事録署名人の指名 河邑委員・山本委員）
4. 議 事

第1号議案

農地法第5条の規定による許可申請書の承認について

第2号議案

非農地証明願の発行について

5. 報 告 事 項

6. そ の 他

7. 閉 会

※出席委員 11 名

齋藤 又五郎	佐々木 修	成瀬 きぬ代	竹内 和雄
木田 三男	前川 茂	下村 一登	河邑 源一郎
山本 隆	上村 達男	植村 菊郎	

※欠席委員 1 名

小池 日出美

※農地利用最適化推進委員 1 名

上村 昌芳

※欠席推進委員 4 名

中村 益己	小林 安太郎	樋尾 修	木下 智博
-------	--------	------	-------

※事 務 局

局長 奥村 太郎 次長 吉川 久寿男

事務局 松本 伊織 会計年度任用職員 寺尾 勝治 小久保 怜美

件名	第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請書の承認について
補足説明	(委員5) 以前、田だったが、獣害被害が多く20年以上前から耕作していない。日もよく当たり、妨げのない場所で太陽光をするには適している場所だと思う。 (推進1) 約1km手前の場所までしか田を耕作していない。獣害被害が多く、とても作れるような状況ではない。
委員質疑 及び 事務局応答説明	【質疑・応答】 なし
議事結果	承認（全員賛成）

件名	第2号議案 非農地通知申出について
補足説明	なし
委員質疑 及び 事務局応答説明	【質疑・応答】 (委員11) 土地の一部に地役権設定となっており、耕作できないと記載があるが、どういったものか。また、全体的な契約は可能か。 (事務局) 必要な部分にだけ設定しており、それ以外の部分に関しては、周辺に山林があり、獣害被害が多いことから耕作できない状況。また、全部の面積ではなく、地権者と設定者との交渉により、面積設定ができる。面積が広くなればなるほど地役権の料金は変わってくるが、単価等の詳細までは把握していない。
議事結果	承認（全員賛成）

件名	報告事項 農地調査の判定基準について
説明	(事務局) 非農地ではなく、耕作可能と判断した農地は、一度農地利用意向調査を行えばよかったが、令和3年度からは、全筆農地利用意向調査を行う制度に変更された。全筆調査は、費用も事務局も対応出来ないため、各市町の状況を確認しながら対応を模索している。例年は約150件だったが、去年は約900件になり、事務局も対応が追い付かない状況だった。全件調査すると、年間1,500件程で、莫大な費用も掛かり、一斉に送るにしても対応しきれないため、他の市町も相談しながら対応している。国が示した判断基準があり、鳥羽市に合うような判断基準を見本に沿って作成し、来年度以降は鳥羽市に合うような判断基準を相談して作成したい。
委員質疑 及び 事務局応答説明	【質疑・応答】 (委員6) 畜環事業でやったところが山のような状況でも第一種農地になっているが、農地利用の継続が著しく困難となったなら非農地でよいか。 (事務局) 集団農地と畜環事業は、慎重に判断が必要。大渦で太陽光パネルが張られたところも第一種農地のため、慎重に判断・評価し、農地法上はまだ農地のため、農地として評価した。 (委員9) 重機をいれて開墾したら、費用は農水省が出すのか。後継者がいないのに誰が費用を出すのか。

委員質疑
及び
事務局応答説明

- (事務局) 農用地に認定して初めて補助制度等を使えるものはあると思う。自分で重機を持っている方は簡単にできるが、そういう方は少ないため、外注することになる。
- (委員9) 後継者いなかったら無理なのではないか。
- (事務局) 人農地プラン検討会で、委員さんに畔を抜いて広大な土地にする補助はないか発言があったが、農用地として縛りをかけた中はあるが、今から農用地の認定は難しい。